性暴力被害者支援における連携・協力に関する協定書

山梨県(以下「甲」という。)、山梨県警察(以下「乙」という。)、山梨産科婦人科学会(以下「丙」という。)、山梨県産婦人科医会(以下「丁」という。)、山梨県 弁護士会(以下「戊」という。)、山梨県臨床心理士会(以下「己」という。)、公益社団法人山梨県看護協会(以下「庚」という。)及び公益社団法人被害者支援センターやまなし(以下「辛」という。)は、やまなし性暴力被害者サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)における性犯罪・性暴力被害者(以下「被害者」という。)支援に対して連携・協力することに関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が辛に業務委託するサポートセンターにおける被害者支援について、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚及び辛(以下「連携・協力機関」という。)が、連携・協力して被害者の尊厳を守るとともに、その心情に配慮して、被害者が心身に受けた被害の軽減を図り、早期回復に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

- 第2条 連携・協力機関は、被害者支援において、次の事項について連携・協力する。
 - (1)被害者の同意を得て、被害者に関する情報を相互に提供すること。
 - (2)被害者支援に関する情報を被害者等に提供すること。
 - (3)被害者支援のための研修等を行うこと。
 - (4)被害者支援に関する広報啓発を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか本協定の目的を達成するために必要な取組を行うこと。

(業務内容)

- 第3条 連携・協力機関が行う主な業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 甲の業務
 - ア サポートセンターを設置・運営し、連携・協力機関における連絡・調整を行うこと。
 - イ 被害者支援に関する研修を行うこと。
 - ウ 被害者支援の必要性や重要性についての広報啓発を行うこと。
 - (2) 乙の業務
 - ア 甲及び丙丁が推薦する産婦人科医に対して、被害者支援が適切に行われるため の情報提供を行うこと。
 - イ 甲からの要請への対応を行うこと。
 - (3) 丙の業務
 - ア 甲に対し、丙に所属し被害者に産婦人科診療を行う産婦人科医(以下「協力産婦人科医」という。)を推薦すること。
 - イ 協力産婦人科医に対して、被害者の心情に配慮した適切な診療を行うよう指導 すること。
 - (4) 丁の業務
 - ア 甲に対し、丁に所属する協力産婦人科医を推薦すること。
 - イ 協力産婦人科医に対して、被害者の心情に配慮した適切な診療を行うよう指導 すること。

(5) 戊の業務

ア 甲に対し、戊に所属し被害者に法律相談を行う弁護士(以下「協力弁護士」という。)を推薦すること。

イ 協力弁護士に対して、被害者の心情に配慮した適切な法律相談を行うよう指導 すること。

(6) 己の業務

ア 甲に対し、己に所属し被害者に心理カウンセリングを行う臨床心理士(以下「協力臨床心理士」という。)を推薦すること。

イ 協力臨床心理士に対して、被害者の心情に配慮した適切な心理カウンセリング を行うよう指導すること。

(7) 庚の業務

ア 庚に所属する看護師に対して、被害者の心情に配慮した適切な対応を行うよう 指導すること。

(8) 辛の業務

ア 甲からの業務委託を受けて被害者の心情に配慮した適切な支援及びコーディネ ートを行うこと。

(個人情報の保護)

第4条 連携・協力機関は、本協定を通じて知り得た個人に関する情報については、個人情報保護に係る法令及びそれぞれの機関で定める個人情報保護に関する規定等により適切に取り扱うとともに、本協定の目的以外に利用し、みだりに第三者に提供しないこと。

(協議)

第5条 連携・協力に関し、本協定に定めのない事項について又は本協定に関する疑義が生じたときは、連携・協力機関は協議して決めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとし、 期間が満了する1か月前までに連携・協力機関のいずれかが、書面により異議を申し 出ない限り、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、連携・協力機関がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月28日

甲	山 梨 県	知事
乙	山梨県警察	本部長
丙	山梨産科婦人科学会	会 長
丁	山梨県産婦人科医会	会 長
戊	山梨県弁護士会	会 長
己	山梨県臨床心理士会	会 長
庚	公益社団法人山梨県看護協会	会 長

辛 公益社団法人被害者支援センターやまなし

理事長